期中の評価個表

事　業　名	水源林造成事業	事業計画期間	Ｓ５７～Ｈ７４（最長８０年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	東京支所 昭和５７年度　契約地	事業実施主体	緑資源公団

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（Ｂ）　3,220百万円 総費用（Ｃ）　818百万円 分析結果（Ｂ／Ｃ）　3.93
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、近年増加傾向にあり、森林造成の必要性が増してきている。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	具体的な保育実施状況は、下刈の平均実施回数が7.8回、除伐の平均実施回数が1.4回となっており、スギ・ヒノキを対象に実施している枝打はその84%において実施している。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち44.7%の周辺に利根川水系草木ダム・川治ダム等が設置されている。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	今後の枝打に当たっては生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、実施対象本数の減少に努めコスト縮減を図る。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽・保育の実施状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。 ただし、生育が遅い林分及び広葉樹化しつつある林分の有無及びその生育状況を適切に把握し、除伐時に広葉樹を保残するなどにより雪害にも強い針広混交林等への誘導等の施業を実施する。
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、生育が遅い林分や広葉樹化しつつある林分の有無及びその生育状況を的確に把握し、除伐時に広葉樹を保残するなどにより雪害にも強い針広混交林等への誘導等の施業を実施するとともに、枝打については生育状況の良い区域へ施業を重点化する等によりコスト縮減を図ることが適当である。 ・有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性は認められる。 事業の実施方針 以上のことから、事業は継続する。